



京都労働局
平成26年10月21日
午前11時00分解禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担 当	京都労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 谷口 誠
	賃金指導官 清水和義
	電話 075-241-3215

京都府最低賃金の発効について

平成26年10月22日から時間額789円に

平成26年10月22日から京都府最低賃金が16円引上げられ、**時間額789円で発効**します。

京都労働局(局長 森川善樹)では、平成26年8月25日に京都府最低賃金審議会(会長 久本憲夫 京都大学公共政策大学院教授)から「京都府最低賃金の改正について」の答申を受けた後、異議申出の審議手続きを経て、平成26年9月22日に改正決定を行うとともに、同日付けで官報公示を行い、このたびの発効を周知することとしました。

今年度の改正については、府下の経済状況、消費者物価の上昇や地域別最低賃金のセーフティネットとしての位置付け等を総合勘案し、昨年(14円)を上回る引き上げとなりました。

このため、京都労働局では、府下全ての労働基準監督署・公共職業安定所においてその周知広報に努めることはもとより、京都府・京都市及び各市町村には「広報誌」に周知広報の掲載依頼を行い、各行政機関、各商工会議所・商工会、各商工団体・企業組合・協同組合、交通機関、教育機関など600を超える団体に対して、その周知広報の協力を依頼しています。

また、労働基準監督署では、一定の周知期間を経て、その履行確保に向けた監督指導等を強化する予定です。

【参考1】京都府最低賃金

- 適用する地域
京都府の区域
- 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 789円
- この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 効力発生の日
平成26年10月22日

【参考2】京都府最低賃金の過去の改正状況

年度	最低賃金額	引上げ額	引上げ率(%)
平成 17 年	682	4	0.59
平成 18 年	686	4	0.59
平成 19 年	700	14	2.04
平成 20 年	717	17	2.43
平成 21 年	729	12	1.67
平成 22 年	749	20	2.74
平成 23 年	751	2	0.27
平成 24 年	759	8	1.07
平成 25 年	773	14	1.84
平成 26 年	789	16	2.07

【参考3】近畿各府県及び主要都県の地域別最低賃金改正状況

都府県名	改正最低賃金額	引上げ額	効力発生日
滋 賀 県	746 円	16 円	平成 26 年 10 月 9 日
京 都 府	789 円	16 円	平成 26 年 10 月 22 日
大 阪 府	838 円	19 円	平成 26 年 10 月 5 日
兵 庫 県	776 円	15 円	平成 26 年 10 月 1 日
奈 良 県	724 円	14 円	平成 26 年 10 月 3 日
和 歌 山 県	715 円	14 円	平成 26 年 10 月 17 日
東 京 都	888 円	19 円	平成 26 年 10 月 1 日
神 奈 川 県	887 円	19 円	平成 26 年 10 月 1 日
愛 知 県	800 円	20 円	平成 26 年 10 月 1 日